

平成 30 年 9 月 19 日

JTA ジュニア JPIN の登録資格に関する埼玉県テニス協会の見解

埼玉県テニス協会

掲題の件につき、平成 30 年 4 月 9 日理事会・平成 30 年 4 月 20 日総会により機関決定されて、既に約半年近くが過ぎ、それぞれの管理担当者は対応を進めていると判断していますが、まだその対応が進んでいない人は早期に推進をお願いします。

日本テニス協会との種々のやり取りがありましたが、埼玉県テニス協会が進めている在住・在学登録資格による登録規程に従って、平成 31 年 1 月 1 日施行で推進することが決定しています。

この件については平成 30 年 9 月 10 日埼玉県テニス協会常務理事会及び平成 30 年 9 月 18 日 JTA との打ち合わせで確認を得ています。

今後の関東テニス協会との話し合いは、ジュニア常任委員会・ジュニア大会運営委員会及び常務理事会等で行いたいと思っています。

JTA ジュニア JPIN 登録資格については全国都道府県テニス協会により意見が大きく分かれており、第 2 回 JTA ジュニア委員会報告資料からは以下の通りです。

- | | |
|----------|------|
| A. 所属クラブ | 22 県 |
| B. 在住・在学 | 14 県 |
| C. 無 | 10 県 |

従って各都道府県テニス協会の主体性を尊重して統一ランキング制度を運用することで JTA としての方向性が出ました。

所属クラブの定義又規程は不明確であり、新統一ランキングを進めている過程で検討されると思われますが極めて難しいと思っています。

在学・在住は極めて明確です。

以上ですが各都道府県テニス協会の対応の違いがあっても現時点では仕方がないことであり、今後についてはそれぞれの事情の違いもあり一定の方向性が出てくると思います。

尚、この件で質問がありましたらメールをお願いします。

E-mail saitama-junior-2017@sta.sub.jp

参考資料として「埼玉県テニス協会ジュニア登録規程」を添付致します。

以上

(目的)

第一条 埼玉県テニス協会(以下「本協会」という)はジュニア選手に関する必要な事項を定めるためにこの規程を制定する。

(登録)

第二条 次に掲げる大会に出場を希望する選手は、本協会に登録しなければならない。

本協会に登録した選手は自動的に本協会を通して(公財)日本テニス協会(以下「JTA」という)「ジュニアJPIN」に登録される。

- (1) 埼玉県ジュニアテニス選手権 関東ジュニアテニス選手権 全日本ジュニアテニス選手権
- (2) MFG ジュニアテニストーナメント埼玉県予選大会 同全国大会
- (3) 全国選抜ジュニア埼玉県予選大会 同関東予選大会 同全国大会
- (4) RSK 関東予選大会 同全国大会 (5) 中牟田杯関東予選大会 同全国大会
- (6) 全国小学生大会埼玉県予選大会 同関東予選大会 同全国大会 (7) JTA ランキング対象大会

(登録資格)

第三条 以下の条件のいずれかに該当していること。

1. 埼玉県に在住していること。但し、県外に在学の場合は学校名とする。
2. 埼玉県内の学校に在学していること。

尚、所属名は在学学校名、又はクラブ名を記す。

(登録料)

第四条 新規に登録を希望する選手は、選手登録手続きを行い、新規登録料1,000円の支払いを行う。年間登録料は発生しない。

(納付された登録料の使途)

第五条 前条において納付された登録料は原則としてジュニアに関する、JPIN登録、管理、及び事務処理経費に充当される。

(登録情報の保護)

第六条 登録された情報は、埼玉県テニス協会個人情報保護方針に則り管理、保管される。

(登録情報の利用目的)

第七条 登録された情報は、JTA及びJTAに加盟する地域・都道府県テニス協会(以下総称して「JTA等」という)による選手登録管理、ランキング管理、ジュニア大会エントリー受付及び運営管理、その他、それらに付随する事務処理を円滑に遂行し、登録選手、ジュニア大会主催者、協会等の便宜を図ることを主眼として、次のような目的で取得され利用されます。

- (1)ジュニア登録選手の「ジュニアJPIN」登録及び情報管理 (2)JTA オフィシャルジュニアランキングの管理運営
- (3)JTA等及び大会主催者による大会実施、運営 (4)選手にとって有益と思われる情報の郵送、E-mail送付
- (5)全各号所定の事項に付随する事項

(登録の削除)

第八条 登録削除を希望する選手はその旨を書面にて提出する。受理された後削除される。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、理事会又は常務理事会の議決によるものとする。

付則

- 1 本規定は平成30年1月1日より施行する。
- 2 平成30年4月9日一部改訂 追加項目は平成31年1月1日より適用する。
- 3 経過措置として、平成30年1月1日以降に埼玉県テニス協会ジュニア登録されている選手で、平成31年1月1日施行の登録資格に該当しない場合登録金は返金します。
又、このケースで中学3年生で進路の決まっていない選手は平成31年の県主催ジュニア大会には出場出来ることとします。